

愛銀ポイントサービスご利用規定

2023年3月10日現在

第1条. 愛銀ポイントサービス

「愛銀ポイントサービス」とは、お客さまの各種お取引をポイントに換算する（以下、「ポイント」といいます。）とともに、その合計ポイントにより「ステージ」を設定し、各ステージに応じた「特典」が受けられるサービス（以下、「本サービス」といいます。）のことで、次の要領で取扱います。

第2条. 対象者

本サービスは、愛知銀行（以下、当行）のいずれかの本支店でお取引いただいている個人のお客さまを対象に提供させていただきます。（任意団体の方は対象外とさせていただきます。）

第3条. お申し込み

口座開設をいただくなど当行でお取引を開始いただいた時点で、本サービスに自動的にお申し込みがあったものとして本サービスをご利用いただけます。

本サービス開始時点ですでに当行に口座をお持ちの場合は、本サービスに自動的にお申し込みがあったものとして本サービスをご利用いただけます。

第4条. ポイントの計算と開示方法

1. ポイントの計算とポイント合計およびステージ情報の適用期間

毎月末基準で獲得ポイント数を算出し、翌月6銀行営業日（以下、「営業日」といいます。）にポイント数およびステージを決定します。なお、適用期間は翌々月1日から月末までとなります。

2. ポイント合計およびステージ情報の開示方法

ポイント合計およびステージ情報は、愛銀アプリ（別途、ダウンロード・利用登録が必要です）、または個人向けインターネットバンキング愛銀*A i*ダイレクト（別途、利用申込が必要です）のトップ画面等に表示します。

お客さまの申し出により窓口でポイント内容のご案内をいたします。ただし、最新月のポイント合計とステージ情報のみのご案内となります。

お客さまご自身のポイント合計およびステージ情報の開示は、申込月の翌々月1日から開始します。

第5条. ポイントの換算方法

ポイントの対象となるお取引項目とそのポイント数は次のとおりとし、お取引の内容に応じて当行所定の基準で換算し、集計します。

お取引項目	ポイント数	お取引内容とポイントの換算基準
給与受取または年金受取	80	①給与（賞与）受取は、お勤め先から給与振込として振込された入金を対象とします。 ※給与受取は3カ月以内、賞与受取は14カ月以内に一度でも対象となる入金があった場合に、ポイント換算を行います。ただし、同一期間に複数の振込がある場合でも重複したポイント換算は実施しません。 ②年金受取は、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）の振込入金を対象とします。 ただし、国民年金基金、厚生年金基金等一部対象とならないものもあります。 ※年金振込は5カ月以内に一度でも対象となる入金があった場合に、ポイント換算を行います。 ただし、同一期間に複数の振込がある場合でも重複したポイント換算は実施しません。 ③給与振込・年金振込の両方をお受取りの場合も換算されるポイント数は80ポイントとなります。 ④お客さまが給与振込または年金振込と認識されていたとしても、当行で給与振込・年金振込と確認できない場合はポイント換算の対象となりません。 (例：事業主様より一般の振込として振込された場合など)
住宅ローン取引	100	住宅ローン（リフォームローン、住宅金融支援機構（フラット35等）を除く）の利用（残高）のある方を対象とします。 ※主たる債務者として利用（残高）のある方に限ります。連帯債務者・保証人などは対象となりません。
住宅金融公庫フラット35取引	80	住宅金融公庫、フラット35の利用（残高）のある方を対象とします。 ※主たる債務者として利用（残高）のある方に限ります。連帯債務者・保証人などは対象となりません。
消費者ローン取引	50	当行所定の各種消費者ローン（フリーローン、教育ローン、マイカーローン等）の利用（残高）のある方を対象とします。
カードローン取引	10	当行所定の各種カードローンの契約のある方を対象とします。
カードローン利用残高	40	当行所定の各種カードローン契約があり、月末時点で利用実績（残高）のある方を対象とします。

個人向けインターネットバンキング	20	個人向けインターネットバンキング（愛銀A i ダイレクト）の契約がある方を対象とします。 ※愛銀アプリの利用登録をいただくことで、愛銀A i ダイレクトの利用申込も完了します。
スマート通帳ご利用	30	スマート通帳口座をご利用されている方を対象とします。 ※複数の普通預金口座をお持ちのお客さまは、1つでもスマート通帳口座をご利用されている場合、ポイント換算を行います。 ※複数口座でスマート通帳口座をご利用されている場合も換算されるポイント数は30ポイントとなります。
愛銀DCカード契約	10	愛銀DCカードのご利用契約のある方を対象とします。 ※家族会員の方は対象外となります。 ※一部のカードにおいてはポイント換算の対象とならない場合があります。
愛銀DCカードご利用	20	判定月に当行所定の期間において愛銀DCカードのご利用（引き落とし）実績のある方を対象とします。 ※ご利用実績には、年会費の引き落としも含まれます。
愛銀Visa デビット契約	10	愛銀Visa デビットのご利用契約のある方を対象とします。
愛銀Visa デビットご利用	20	判定月の1日から月末において愛銀Visa デビットのご利用（引き落とし等）実績のある方を対象とします。 ※ご利用実績には、年会費の引き落としも含まれます。
公共料金	1項目毎5 (最大10)	電話・電気・ガス・水道・NHKの各利用料金が当行の口座から自動支払いされている方を対象とします。 ※各料金の口座振替は、当行所定の収納機関とさせていただきます。収納機関によっては、ポイント換算の対象とならない場合があります。 ※クレジットカード等による支払いにより、当行でご利用が確認できない場合はポイント換算の対象外となります。 ※複数項目の自動支払いがある場合でも、ポイント換算は最大10点までとなります。
貸金庫契約	30	貸金庫・セーフティケース契約がある方を対象とします。
あいちFG配当金受取	50	あいちフィナンシャルグループからの配当金の振込入金がある方を対象とします。 ※配当金振込で通帳の摘要欄に「配当金」と表示されているものを対象とします。 小切手等の入金や証券会社でのお受取りは対象外となります。
預かり資産残高		預かり資産残高とは、公共債、外貨普通預金、外貨定期預金、投資信託（積立投資信託を含む）を対象とし、月末時点の残高に応じてポイントを換算します。 なお、円貨預金、年金保険などの残高は含みません。 ※公共債は公共債残高（額面）で評価します。 ※外貨預金は基準日現在の仲値で換算された評価額で評価します。 ※投資信託は基準日現在の評価額で評価します。
500千円以上 3,000千円未満	30	
3,000千円以上 10,000千円未満	90	
10,000千円以上 20,000千円未満	180	
円貨預金残高		円貨預金残高とは、当座預金、普通預金、定期預金、積立式定期預金（財産形成預金含む）、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、譲渡性預金、別段預金を対象とし、月末時点の合計残高に応じてポイントを換算します。
500千円以上 3,000千円未満	10	
3,000千円以上 10,000千円未満	30	
10,000千円以上 20,000千円未満	60	
20,000千円以上 50,000千円未満	120	
50,000千円以上	180	

(注意)

- ①ポイント換算するお取引は、本サービスの申込をされているお取引店で開設されている口座に関連する取引に限らせていただきます。ただし、お取引が複数の口座にまたがる場合などポイントが合算されない場合があります。
- ②ポイント換算するお取引は、当行による確認が行えた取引となります。取引内容によっては、ポイント換算の対象とならない場合がございます。
- ③ポイントは、お客さま本人のお取引のみを集計するものとし、お取引店以外の他店口座でのお取引、ご家族のお取引は合算しないものとします。
- ④同一のお取引項目内に複数のお取引がある場合でも当該ポイントを二重にカウントすることはいたしません。
- ⑤ポイントは、当行が当該項目のお取引がなくなったと判断した時点で自動的にポイント換算されなくなります。
なお、ポイントやステージに変動があった場合でも通知は行いません。お客さまご自身で愛銀アプリ・愛銀A i ダイレクト等でご確認ください。
- ⑥当行の都合により、事前の通知なくお取引項目・ポイントなどを変更することがあります。

第6条. ステージ

ステージは、レギュラーステージ・ブロンズステージ・シルバーステージ・ゴールドステージの4段階とします。

- ①レギュラーステージの条件は、ポイント数が100点未満。
- ②ブロンズステージの条件は、ポイント数が100点以上200点未満。
- ③シルバーステージの条件は、ポイント数が200点以上300点未満。
- ④ゴールドステージの条件は、ポイント数が300点以上。

第7条. 特典内容

1. 本サービスにより提供する特典の内容はホームページまたは店頭のパフレット等をご確認ください。
2. 特典を提供するポイント数・ステージの計算は第4条第1項に定める方法で行い、特典の提供は当行所定の方法で適用するものとします。
3. 特典のご利用は本サービスの申込をされた取引店で開設されている口座の取引に限ります。複数店舗やお取引が複数の口座にまたがる場合など特典を利用できない場合があります。(ただし現金自動支払機・現金自動預入払出兼用機のご利用特典は当行の全支店で提供します。)

第8条. ポイントの継承

支店の統廃合等、当行の都合で取引店が変更となる場合や、お客さまの都合により取引店を変更する場合、変更後の取引店に本サービスの契約を自動的に継承します。ただし、変更時期等によって一時的にポイント集計が行われない場合があります、お客さまはこれを了承するものとします。

第9条. 資格の喪失

当行所定の事由が発生した場合、本サービスの利用資格を失い、特典を受けられなくなります。

第10条. 権利の譲渡

本サービス利用権利を譲渡、質入、貸与することはできません。

第11条. 規定の変更(サービスの変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
3. 上述の変更により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条. サービスの終了

1. 本サービスは金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、終了できるものとします。
2. 前項の終了は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本終了により生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. お客さまは、当行所定のサービス終了に関する届出を行うことでサービスを終了することができます。なお、本終了により生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. サービス申込店の申込者名義の口座がすべて解約されるなど、本サービスの対象となる取引が集計できない状態となった時点で本サービスは終了するものとします。
5. その他、相当の事由があると当行が判断した場合、本サービスは終了するものとします。

第13条. 免責事項

当行が当行所定の本人確認の手段にしたがって本人確認を行ったうえで、お客さま本人とみなして取り扱った場合には、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

災害、変事等の当行の責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、特典の取扱が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

上述において当行の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行の予見可能な過失がある場合はこの限りではありません。

ポイントに関する苦情および被った被害(例えば、本サービスにより受ける特典が不適切であったことに関する苦情や被った被害や特典として付与された無料サービス回数の誤認に基づく損失等)に対し、当行はそれに対し一切の責任を負わないものとします。

以上